

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	2026福島市プレミアム付きクーポン事業	①食料品などの物価高騰対策として、プレミアム付の商品券発行により、物価高騰の影響を受けている市民生活の支援と、地域経済の支えを図る。 ②クーポンの負担金、販売業務委託料、コールセンター委託料等 ③積算根拠 i クーボンの負担金 4,000円×262,000人=1,048,000千円 ii クーボン券販売等業務委託料 142,500千円 ④市民(非課税世帯除く)	R8.2	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	福島型給食推進事業(物価高騰対策(小中学校))	①物価高騰対策として、市内小、中学校に対し食材費の補助を実施することで、保護者の負担軽減と給食の質・量の継続的確保を図る。 ②物価高騰による各学校等への食材費(教職員は除く)の補助【食材費高騰分】 ③ (1)単独給食実施校 i 物価高騰に対する補助(小学校) 190回×6,417人×45円=54,866千円 ii 物価高騰に対する補助(中学校) 190回×1,272人×50円=12,084千円 (2)センター受配校 i 物価高騰に対する補助(小学校) 190回×5,347人×45円=45,717千円 ii 物価高騰に対する補助(中学校) 190回×4,603人×50円=43,729千円 (3)一般財源対応分 学校給食徴収金(教職員の給食分) 986人×8,435円=8,317千円 ④市内小中学校	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	福島型給食推進事業(物価高対策(国立等小中特別支援学校))	①物価高騰対策として、国公立の小学校、特別支援学校(小学部、中学部)及び私立小学校に通う児童・生徒の保護者に対し給食費の補助を実施するとともに、各学校に対し食材費の補助を実施することで、保護者の負担軽減と給食の質・量の継続的確保を図る。 ②保護者への支援 ③保護者への支援及び食材費補助(教職員は除く)【食材費高騰分】 ・附属小学校 611人×45円×170食=4,674千円 ・附属特別支援学校(小学部) 16人×45円×129食=93千円 ・桜の聖母小学校 65人×45円×80食=234千円 ・大笹生支援学校(小学部) 73人×45円×180食=591千円 ・附属特別支援学校(中学部) 13人×50円×129食=84千円 ・大笹生支援学校(中学部) 36人×50円×180食=324千円 ④国公立の小学校、特別支援学校(小学部、中学部)及び私立小学校に通う児童・生徒の保護者及び各学校	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設等物価高騰対策支援事業	①原油価格や物価の高騰による保育施設等への影響を緩和するため、支援金を交付することで、保育の質を維持を図る。 ②保育施設等への交付金 ③積算根拠 ・放課後児童クラブ(定員30人未満)30千円×13施設=390千円 ・放課後児童クラブ(定員30人以上)40千円×88施設=3,520千円 ・地域子育て支援センター30千円×23施設=690千円 ・児童センター40千円×2施設=80千円 ・母子生活支援施設650千円×1施設=650千円 ・保育施設等(園児数19人以下)70千円×39施設=2,730千円 ・保育施設等(園児数20~59人)190千円×14施設=2,660千円 ・保育施設等(園児数60~99人)310千円×29施設=8,990千円 ・保育施設等(園児数100~139人)430千円×19施設=8,170千円 ・保育施設等(園児数140~179人)550千円×1施設=550千円 ・保育施設等(園児数180~219人)670千円×2施設=1,340千円 ・休日保育実施施設18千円×1施設=18千円 ④放課後児童クラブ、地域子育て支援センター、児童センター、母子生活支援施設、保育施設、幼稚園、病児病後児保育施設、休日保育実施施設	R7.9	R8.3
5	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	生活支援特別給付金(非課税世帯)	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税非課税世帯への給付金及び事務費 ③積算根拠 給付金 435,000千円 (令和7年度住民税非課税世帯 29,000世帯×15千円) 事務費 63,000千円 (需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料として支出) ④住民税非課税世帯の給付対象世帯数(29,000世帯)	R8.2	R8.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設等物価高騰対策支援事業(運営支援)	①物価高においても安定的な事業運営を継続して提供できるよう支援を行う。 ②保育施設等への交付金 ③積算根拠 児童センター50千円×2施設=100千円 ④児童センター	R8.2	R8.3
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設等物価高騰対策支援事業(物品支援)	①物価高においても安定的な教育・保育を継続して提供できるよう支援を行う。 ②保育施設等への交付金 ③積算根拠 ・子ども・子育て未移行幼稚園 (100千円×10施設)-県補助186千円=814千円 ・認可外保育施設(居宅訪問型以外) 50千円×22施設=1,100千円 ・認可外保育施設(居宅訪問型) 25千円×2施設=50千円 ・病児・病後児保育施設 25千円×1施設=25千円 ④新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、病児・病後児保育施設	R8.2	R8.3
8	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業等賃上げ環境整備補助事業	①補助金の支給により、中小企業の支援をする。 ②賃上げを行う中小企業に対する補助金 ③積算根拠 ・搬入手数料 123円×2,500件=308千円 ・申請受付等業務委託料 9,692千円 ・賃上げに対する補助金 10千円×6,000人=60,000千円 ④福島県が行う中小企業賃上げ緊急一時支援事業の採択を受けた事業者	R8.2	R8.3